

## 旭川市地域防災計画の修正要旨

### 計画修正の趣旨

防災基本計画の改正等を踏まえた北海道地域防災計画（令和5年1月）の改正等を踏まえ、所要の修正を行う。

#### 1 北海道地域防災計画の修正を踏まえた修正

---

- (1) 防災行動計画（タイムライン）の作成  
（風－6）
- (2) 安否情報の積極的な情報収集  
（震－6 2）
- (3) 避難指示等の発令に当たり、気象防災アドバイザー等による助言等の活用  
（震－7 2，風－5 8）
- (4) 避難所の開設状況の道への適切な報告  
（震－7 5）

#### 2 その他

---

- (1) 災害対策基本法第4 2条の2の規定に基づき、旭川市地域防災計画に忠和地区防災計画及び西神楽地区防災計画を定めること。  
（総－4，忠和地区防災計画，西神楽地区防災計画）
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応変更に伴う修正  
（震－1 8）
- (3) 新庁舎への移転を見据えた修正  
（震－3 3，震－3 4，風－2 4，風－2 5）
- (4) 地震関連情報の変更に伴う修正  
（震－4 5）
- (5) 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを踏まえた修正  
（震－1 2 1，震－1 2 2，風－8 1）
- (6) 機構改革及び事務分掌の見直しに伴う修正  
（新設）いじめ防止対策推進部，行財政改革推進部，女性活躍推進部 → 特命班  
（統合）地域活動推進課（市民活動課，地域まちづくり課）→ 地域活動推進班  
保健総務課（保健総務課，医務薬務課） → 第1保健班